# 会 議 結 果 報 告 書

平成28年2月26日

	1790 0 1 273 2 0 1
会議の名称	平成27年度志木市国民健康保険運営協議会(第2回)
開催日時	平成28年1月14日(木) 13時30分~16時18分
開催場所	志木市役所4階 第3委員会室
出席委員	小山博久会長、細沼明男委員、湊田文枝委員、金子亮一委員、 金子登美子委員、木下良美委員、岩崎英明委員、相神和子委員、 濱野日登志委員、佐治有希子委員 (計10人)
欠席委員	鎌田昌和委員、蓼沼 寛委員 (計 2人)
説明員	(健康づくり支援課) 今野課長、清水主幹、渋谷主幹 (計 3人)
議題	議題 (1) 平成27年度志木市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案) (2) 平成28年度志木市国民健康保険特別会計予算(案) (3) その他(生活習慣病重症化予防対策事業の報告)
結 果	議題(1)、(2)について審議した結果、承認。 議題(3)について説明。 (傍聴者 1名)
事務局	村上健康福祉部長、今野課長、清水主幹、渋谷主幹

# 審議内容の記録 (審議経過、結論等)

#### 1 開 会

議事に入る前に、小山会長より埼玉県国保協議会による国、県へ対する陳情・要望活動 についての報告あり。

#### 2 議 題

- •審議事項
- (1) 平成27年度志木市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について <説明>

国保は、構造的に保険税負担能力の低い低所得者や高齢者が多く加入しているため、財政基盤は他の被用者保険に比べて脆弱である。そのため、国保保険者の財政基盤を強化する観点からいくつかの財政支援策が講じられている。具体的には、低所得者に対する保険税の軽減措置により、減収となる相当額を公費で財政支援する保険基盤安定制度や、保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、平均保険税の一定割合を財政支援する保険者支援制度及び年齢構成差などを勘案して算定された経費を財政措置する財政安定化支援事業などである。今回の補正は、主にこれらの額が決定したことなどに伴う補正予算を編成している。

歳出からまず説明する。

1款の総務費は、基幹系システムのマイナンバー対応改修について、契約差金による減額となる。

2款の保険給付費については、一般被保険者の療養費に不足が生ずる見込みのため、補 正を行うものである。他保険から国民健康保険に切り替わったにもかかわらず、古い他保 険の被保険者証を使用して治療を行った被保険者がおり、前の保険者から療養費の代理受 領という形で調整の申し入れがあったため、これに対応するためのものである。

- 11款の償還金は、実績報告によって26年度の医療費に対する国の負担金が確定したため、結果として交付超過となっている3,041万8,383円を国に返還するものである。
  - 9款の基金積立金は、最後に改めて説明する。

次に歳入を説明する。

- 3款の国庫支出金は、歳出の2款で説明いた療養費の増に伴う、32%の定率負担増である。
  - 9款の繰入金は、一般会計予算の資料を使用して説明する。

今回の一般会計の補正は、当初予算で基盤安定繰入金の保険税軽減分を、1億2,850万円、保険者支援分を4,330万円で見込んでいたが、保険税軽減分が約1億3,20万円、保険者支援分が1億0,951万2,161円となったことから、歳出の一般

会計から国保会計への繰出額をそれぞれ増額し、歳入の国庫負担金を2,165万円から5,475万6千円に、県負担金1億0,720万円から1億2,644万6千円に増額するものである。あわせて、歳出の財政安定化支援の当初予算を2,060万円で計上していたが、繰入基準額が1,055万0,440円と決定されたため減額し、また歳出で説明した総務費の減、これに伴い事務費繰入金を減じたもの、これらを相殺して繰出金の額を5,829万5千円の増、5億5,429万5千円とした。

この一般会計繰入金が国保会計の9款1項1目一般会計繰入金で、同額の増となる。

最後に、歳入歳出を同額とするため、今回の補正で余った分を、歳出の9款、基金積立 金に計上するものである。今回の補正後の基金残高は、6億1,208万0,893円と なる。

合計で、歳入歳出それぞれ6,053万5千円、率にして0.64%を増額し、予算総額を95億9,185万9千円とするものである。

#### <質疑応答>

委員)補正による700万円の増は、何人分なのか。

説明員)1世帯2名分である。詳細な理由は不明だが、結果として前保険者で被保険者証の回収ができず、また入院した月が多数あるため、補正対応が必要となった次第である。

本来、被保険者が不当利得として、一旦前保険者に返納をしていただき、その領収書などを添えて現保険者に療養費の申請を行うのが流れである。しかし今回は、先程も申し上げたように金額が高額であり、通常の流れで調整するのが困難であるため、代理受領という形で調整の申し入れがあったものである。逆に、国保が被保険者や他保険へ請求することも珍しいことではないため、通常業務として行っている。

委員)マイナンバーを利用すると、このような繁雑なことはなくなるのか。

説明員)現在、国保の資格喪失は、被保険者が新しい被保険者証を添えて届出を行うこととされている。就職後、速やかに事業所が他保険の被保険者証やこれに代わる証明書を本人に交付していただければあまり問題はないが、実際には就職後数か月たってから本人に被保険者証が交付される場合もあり、その間やむを得ず手元にある国保の被保険者証を使用して受診してしまうケースも多い。

近い将来、マイナンバーを利用した外部機関との連携が始まると、被保険者は届出に際し被保険者証、証明書などの添付が不要となる。そのため、マイナンバーを利用した外部連携で他保険加入が確認できれば、本人に被保険者証が交付される前であっても資格喪失届出が可能となるために、本人や他保険への請求件数は減少すると思われるが、ゼロになるのは困難である。

委員)総務費はマイナンバー対応の契約差金による減との説明があったが、そもそも市全体でマイナンバー対応は必要かと思う。費用分担はどのようになっているのか。

- 説明員)最近は、住民情報関係システムは、業務ごとに単体で導入するのではなく、パッケージシステムを導入する市町村がほとんどであり、志木市も同様である。市全体で一括契約はするが、内訳として国保に関するシステムはいくら、という提示があるので、その額を国保特別会計で支出している。
- 会長)マイナンバーは、いつから申請書等に記載させることとなるのか。
- 説明員)省令改正により、本来は平成28年1月1日からとなっている。しかし、様式の対応対応が遅れており、また周知期間等もあるので現在は記載をさせていない。様式の対応ができ次第速やかにお願いすることとなる。
- 委員)基盤安定について、増額幅が大きい。今回何か特別な理由があるのか。
- 説明員) 簡単に申し上げると国の補助率が上がったためである。消費税引き上げによる増収分は全額社会保障にあてることとなっているが、今回その増収分を活用して、国が補助率を上げたためである。当初予算編成時には、従来の補助率で見込んでいた。
- 会長) 一般会計の説明資料で、歳入歳出の金額が合っていないが、市の持ち出しがあるためと理解して良いか。
- 説明員) そのとおりである。保険基盤安定制度については、4分の1が市の負担であり、 法定内繰出しとなる。

<結論>

了承。

(2) 平成28年度志木市国民健康保険特別会計予算(案)について

#### <説明>

資料2を用いて説明する。

予算の総額は87億4,595万2千円で、前年度の89億3,633万1千円と比べ、 1億9,037万9千円、2.13%の減となっている。28年度の予算は、基金のほぼ 全額を取り崩して編成をしており、基金残高は6千円程度となる。

まず予算の説明に入る前に、来年度の被保険者数の見込みについて説明する。被保険者数の見込みは被保険者数が1,070人の減で、一般が770人減の18,600人、退職が300人減の400人を見込んでいる。

昨年度に引き続き、今年度も社保から国保へ入る人より、国保を抜けて社保となる傾向が続いており、また、10月からパートに対する社会保険の適用拡大もはじまり、これらの傾向を踏まえて例年に比べ被保険者の減少幅を多く見込んでいるところである。また、退職被保険者については今年度から新規適用が停止されており、これらの人が順次65歳となると一般被保険者になるので、今後は減少するのみである。

まず歳出から説明をする。

2款 保険給付費は、医療費などの予算で、保険給付費全体では、27年度の当初予算 と比較し、8,231万1千円減の50億6,565万8千円を計上した。保険給付費が、 歳出全体に占める割合は57.8%である。

療養給付費、療養費、高額療養費は、医療費に対する保険者の負担分であるが、27年度の医療費の決算額を見込み、これに過去5年間の伸び率や被保険者数の見込みなどを勘案して積算をしている。28年度は、27年度決算見込み額の2%増とした。

3款後期高齢者支援金等は、75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度への支援金で、国保のみでなく、社会保険なども同じように負担している。

28年度は、一人あたりの負担額が57,400円で、26年度の精算分とあわせ、約10億円となる。

4款前期高齢者納付金等は、定年退職などによって、65歳から74歳までの前期高齢者の多くは国保に加入するが、この年齢になると医療費も高くなるため、国保の負担が重くなる。そこで、この年代の人の医療費は、国保や社会保険など、すべての保険者で負担する制度を設けた。その財源の一部として負担するものである。28年度は、被保険者一人当たり56円で、26年度の精算分、事務費をあわせて52万7千円を計上している。

5款老人保健拠出金は、老人保健制度は19年度で廃止になったが、医療費の精算がまだ終わっていないため、その支出に対応するための予算である。

6款介護納付金は、国から示された一人当たりの介護給付負担額が約64,300円、これに国が示した第2号被保険者数の見込み人数をかけた額と26年度の精算分で約3億7,600万円になる。

7款共同事業拠出金は、国保連合会が実施主体になり、県内の市町村国保に高額な医療費が発生した場合に、その負担の調整をする事業を行っている。その財源として拠出するもので、共同事業は、1件80万円を超える医療費に対する高額医療費共同事業と、1件80万円までの医療費に対する保険財政共同安定化事業がある。この予算は、国保連合会が積算しているが、来年度は20億円拠出することになる。

8 款保健事業費は、特定健診・特定保健指導の経費や人間ドックなどの事業費を計上している。特定健診の受診率を40%、特定保健指導の実施率を30%と見込んで予算計上している。

次に歳入について説明する。

1 款保険税の予算総額は、27年度と比較して、7,800万円減の18億0,300万円を見込んでいる。一人当たりの現年度分の調定額は、9万7,264円である。

冒頭でも申し上げたが、被保険者の減少を見込んでいるため、前年度比で4.17%の減とさせていただいた。収納率は一般現年分が90%、滞納繰越分が13.5%、退職現年分が98%、滞納繰越分が13.5%で計上している。

3款国庫支出金は、前年度より6,000万円増の約14億5,000万円を見込んで

いる。国庫支出金のうち、主なものは療養給付費等負担金で、一般被保険者の医療費などに対するもので、負担率は32%、前年度に比べておよそ4,300万円増の13億2,600万円を計上している。内訳は、療養給付費等8億1,100万で、その他後期高齢者支援金分、介護納付金に対しても32%分を計上している。

国庫負担金には、そのほか、高額医療費共同事業の拠出金に対する4分の1の負担金、 特定健診・特定保健指導に対する3分の1の負担金がある。国庫補助金は、財政調整交付 金を計上している。

4款療養給付費等交付金は、退職者医療制度に該当する人の医療費と後期高齢者支援金は、退職分の保険税と社会保険診療報酬支払基金からの交付金でまかなうもので、退職被保険者新規適用の停止に伴う医療費の減に伴い、約5,200万円減としている。

5款前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの人の医療費をすべての保険者で負担することになっており、国保で負担した前期高齢者に係る医療費のうち、全国平均の前期高齢者の加入率を超える分の医療費の額が交付される。この差を埋めるための交付金の額は、28年度はおよそ20億円、また、26年度分の精算による減がおよそ1億6,000万円で、これらを相殺した実際の交付見込み額はおよそ18億4,000万円を計上しており、前年と比べ2億7,000万円の減となる。

6 款県支出金の県負担金は、国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業拠出金の額の4分の1の額と特定健康診査等負担金である。県補助金は、県の財政調整交付金で、6%の普通分と3%の特別分がある。3%の特別分の中で、次で説明するが共同事業で一定以上の拠出超過分が補てんされると見込み、1億9,000万円増のおよそ5億6,000万円を計上したところである、

7款共同事業交付金は、共同事業の歳入予算である。28年度の共同事業の収支は、歳入が約17億1,900万円、歳出が拠出金の20億3,100万円で、単純比較すると3億円の持ち出しとなるが、高額療養費共同事業拠出金については、3款と6款で国と県から4分の1ずつ負担金が交付されること、先程も説明したが県調整交付金の3%の特別分の中で、保険財政共同安定化事業で損をする部分が、交付額の1%を超える場合については補てんがある。28年度はおよそ2億5,000万円が補てんされる見込みである。

9款繰入金は、歳出の一般会計からの国保への繰入金は、5億6,000万円とした。 補正予算でも説明したが、保険基盤安定などの法定内繰入が3億6,400万円となる。 その下の行、基金繰入金については、基金のほぼ全額6億1,200万円を繰り入れるこ ととしている。最後に、1行上に戻って備考欄、最終的な財源不足分として、その他繰入 金を約1億9,500万円計上した。

### <質疑応答>

委員) 社保に加入する人が増えている状況が続く限り、今後国保税の調定額が上がるとは

少し考えにくいのではないか。今後、国保税を含めた国保の財政状況を議論する際には、 市民感情にも十分配慮をお願いしたい。

- 説明員)保険者でできることとしては、保健事業に力を入れて、保険給付費を少しでも抑制していくことが重要であると考えている。
- 会長)平成30年度に県単位の広域化を控えており、その際には制度が大幅に変わると認識をしている。来年度にはある程度方向が見え、その次の29年度には委員の皆様に議論をしていただくこととなると思う。
- 会長)保健事業について1点伺いたい。8月の広報にて、健康事業埼玉モデル事業に参加 して、健康増進に向けての取組を行うとの記事があったが、国民健康保険で実施してい る保健事業との関わりがよくわからないので、この機会に改めて説明をいただきたい。
- 説明員) 埼玉モデルについては、40歳以上の全市民対象の事業であり、県から補助金をいただいている。しかしながら、この補助事業の目的の1つとして、将来的な国民健康保険財政の改善というものも謳われているところでもある。したがって、参加者から計測したデータに基づき、リスク等のある方については、国保加入者を優先して運動教室の案内をさせていただくなどの配慮はさせていただいている。
- 会長) 予算上の措置はどうなっているのか。
- 説明員) 埼玉モデルの実施そのものについては、全市民対象事業であるため、ポイント付 与に係る原資などを含め一般会計で措置をしている。ただ、先程申し上げたように、次 のステージとして運動教室や保健指導などの事業実施に関する費用については、国保加 入者向けに対する分については国保会計で支出を行うなどの整理をさせていただいて いる。

<結論>

了承。

#### (3) その他

## <説明>

生活習慣病重症化予防対策事業の最終的な結果について報告する。

効果については、今後、レセプトや健診結果を追跡していきたい。人工透析となってしまうと、1人あたり医療費が450万円程度かかると予想されるが、最終的な生活指導終了者11人分で、約5,000万円程度の削減がなされたのではないかとみている。

特定健康診査・特定保健指導の状況、健康ポイント事業の進捗状況についても報告。

4 その他 来年度埼玉県国保協議会南部ブロックの研修会が志木市で行われる。8月18日(木)の午後、会場は志木市民会館である。委員の皆様におかれてはぜひ参加をお願いしたい。 ・次回は、3月の下旬ごろに開催する予定である。		
の午後、会場は志木市民会館である。委員の皆様におかれてはぜひ参加をお願いしたい。	4 その他	
	来年度埼玉県国保協議会南部ブロックの研修会が志木市で行われる。8月1	8日(木)
・次回は、3月の下旬ごろに開催する予定である。	の午後、会場は志木市民会館である。委員の皆様におかれてはぜひ参加をお願い	いしたい。
	・次回は、3月の下旬ごろに開催する予定である。	